

広報効果の検証

<第10回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会>

令和2年1月30日（木）

<目次>

1. 広報効果の検証

2 - 1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

2 - 2. ラジオ広報Webアンケート調査による効果検証

3 - 1. 広報イベントアンケート調査結果

3 - 2. 広報イベントアンケート調査による効果検証

4 - 1. 大型車ドライバーへのアンケート調査結果

4 - 2. クレーンオペレータへのアンケート調査結果

4 - 3. ドライバー等へのアンケート調査による効果検証

5 - 1. 荷主へのアンケート調査結果

5 - 2. 荷主へのアンケート調査による効果検証

1. 広報効果の検証

広報効果の検証は、社会一般、大型車ドライバー等、荷主※に対して行うこととする。効果の検証にあたり、今年度実施した各アンケート及び啓発対象を下図に示す。



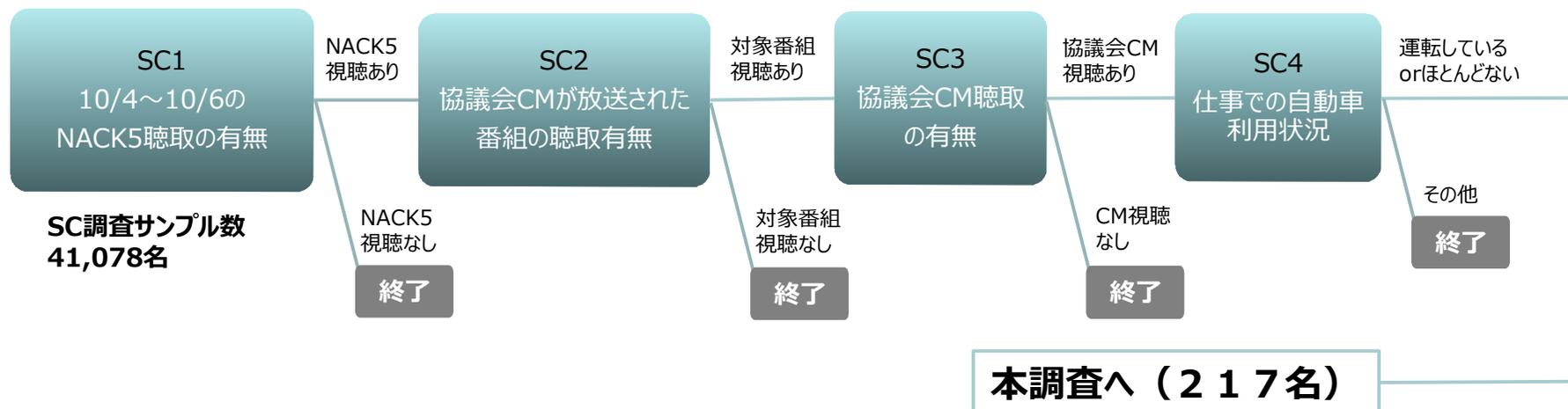
2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

ラジオ広報Webアンケート調査概要

- ▶ アンケートの概要：連絡協議会によるラジオ広報（以下、「協議会CM」という）を聴取した関東在住（※1都3県在住を優先）の20～60代男女に対して実施したWebアンケート
- ▶ 調査期間：令和元年10月7日（月）～11日（金）※ラジオ広報は10/4～6に実施
- ▶ 対象者：協議会CM聴取者かつ大型ドライバー（関東）
（緩和条件：CM聴取者かつ一般ドライバー（一都三県））
- ▶ 本調査サンプル数：217名（スクリーニング調査サンプル数：41,078名）
※本調査サンプル217名は各年代・性別で概ね均等割付となるよう配慮

スクリーニング調査

※1：ラジオ広報におけるドライバーへのWebアンケート調査結果は資料3-1参照
 ※2：協議会CM内容は、資料2 P16参照



本調査へ（217名）
 〔大型車ドライバー：共通6問+大型車ドライバー向け12問〕
 〔一般ドライバー：共通6問+一般ドライバー向け6問〕

2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

今年度実施したWebアンケート結果と、平成29年度に実施したWebアンケート結果を比較し、広報効果の検証を行った。

今年度と平成29年度の比較

| | 令和元年度 | 平成29年度 |
|-------|---|--|
| サンプル数 | 217名 | 200名 |
| 対象者 | 大型車ドライバー※ : 97名 (45%) 一般ドライバー : 120名 (55%) | 大型車ドライバー※ : 16名 (8%) 一般ドライバー : 184名 (92%) |
| 調査期間 | 令和元年10月7~11日 | 平成29年11月6~10日 |
| 調査会社 | B社 | A社 |

※大型車（ダンプカーを除く）を運転している人

比較に当たっての注意点

- ✓ 大型車ドライバー及び一般ドライバーの回答者の比率が異なる。
- ✓ 前回調査では大型車ドライバーのサンプルが16名と少なかったため、事前に回収見込みを調査した上で、アンケート調査を実施した。
- ✓ 前回と同じ調査会社（登録モニター）にすると、回答の傾向が似通う可能性があるため、調査会社を変更した。

2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

ラジオ広報Webアンケート調査結果

大型車ドライバー／一般ドライバー共通アンケート項目（全6問）

質問1：普段ラジオを聴く際の聞き方として多いものは次のうちどれですか？

質問2：「大型車通行適正化ラジオCM」をどこで聴きましたか？

質問3：「大型車通行適正化ラジオCM」の内容を聴いて、どのような印象をもたれましたか？

質問4：（質問3で①or②と回答をした方へ）関心を持ったのはどのような点でしたか？

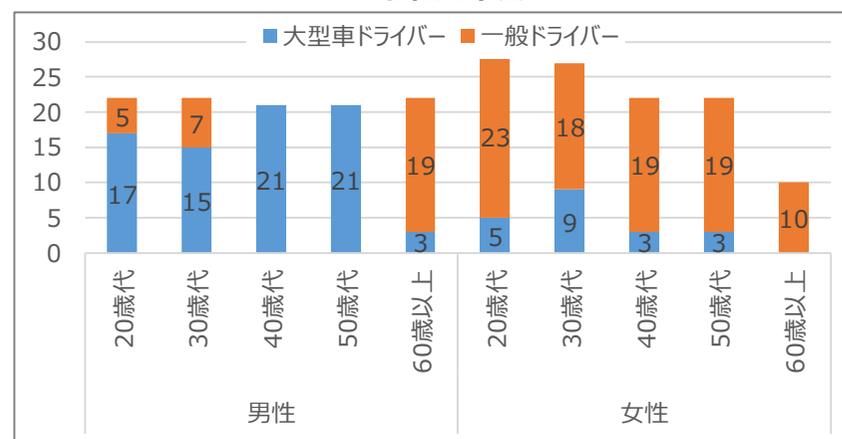
質問5：「大型車通行適正化ラジオCM」の内容を聴いて、重量オーバーの大型車に対してどうあるべきとお考えですか？

質問6：仕事以外の日常生活における自動車の利用状況について最も頻繁に利用するものをお答えください。

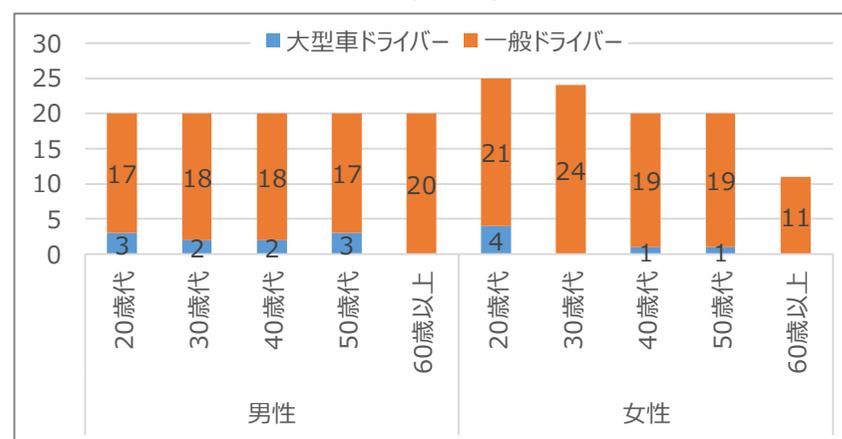
■回答者の属性

・平成29年度では大型車ドライバーの回答が「全16名」と少なかったが、今年度は「全97名」から回答を得ることができた。大型車ドライバーは男性の割合が高く、一般ドライバーは女性の割合が高い。

令和元年度



平成29年度



2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

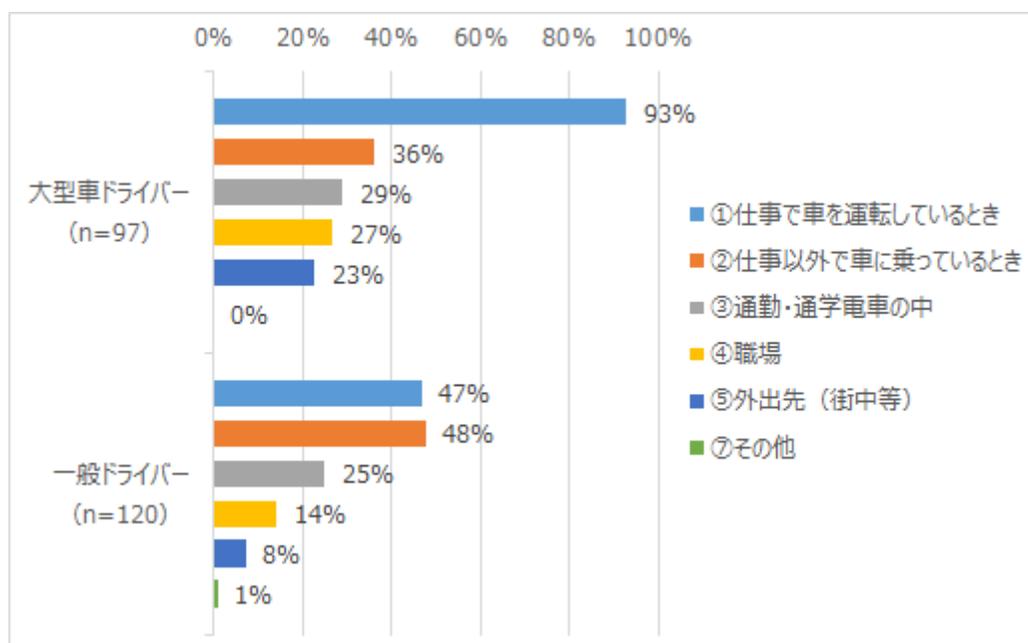
【質問2】「大型車適正化ラジオCM」どこで聴きましたか？（複数回答）

| CM聴取場所 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|-----------------|-------|----|--------|----|
| | 回答数 | % | 回答数 | % |
| ①仕事で車を運転しているとき | 146 | 67 | 63 | 32 |
| ②仕事以外で車に乗っているとき | 92 | 42 | 81 | 41 |
| ③通勤・通学電車の中 | 58 | 27 | 28 | 14 |
| ④職場 | 43 | 20 | 20 | 10 |
| ⑤外出先（街中等） | 31 | 14 | 21 | 11 |
| ⑥自宅 | 59 | 27 | 55 | 28 |
| ⑦その他 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 回答者数 | 217 | - | 200 | - |

■ CM聴取場所

- ・ラジオはドライバーとの親和性が高いため、本ラジオ広報も、仕事または仕事以外で車に乗っている時に多く聴取されていた。
- ・今年度は大型車ドライバーの回答を多く得られたため、「①仕事で車を運転しているとき」の割合が高くなった。
- ・大型車ドライバー／一般ドライバー別にCM聴取場所をみると、大型ドライバーは「①仕事で車を運転しているとき」が最も多いが、一般ドライバーは「①仕事で車を運転しているとき」「②仕事以外で車に乗っているとき」がほぼ同じ割合となった。

大型車ドライバー／一般ドライバー別（複数回答）



2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

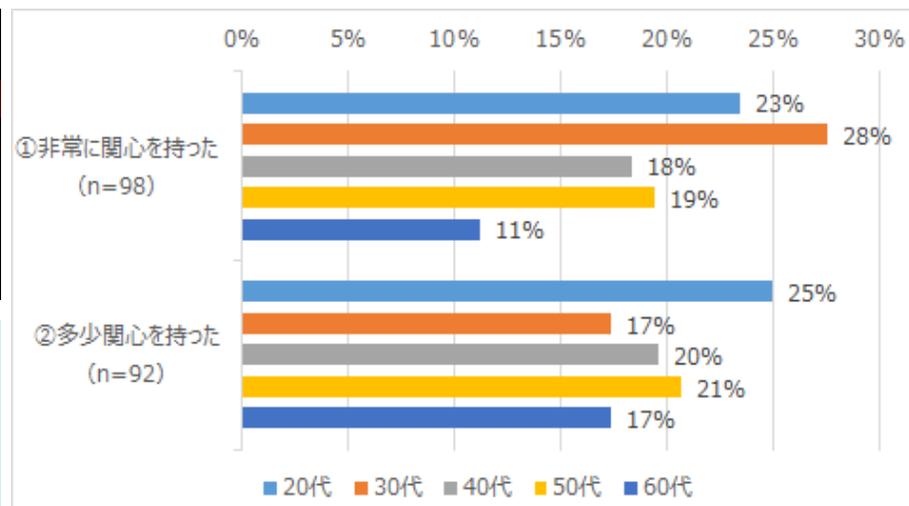
【質問3】「大型車通行適正化ラジオCM」の内容を聴いて、どのような印象をもたれましたか？

| CMの印象 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|---------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①非常に興味を持った | 98 | 45 | 43 | 22 |
| ②多少興味を持った | 92 | 42 | 110 | 55 |
| ③あまり興味を持たなかった | 18 | 8 | 35 | 18 |
| ④全く関心が無かった | 3 | 1 | 6 | 3 |
| ⑤特に印象は無かった | 6 | 3 | 6 | 3 |
| 合計 | 217 | 100 | 200 | 100 |

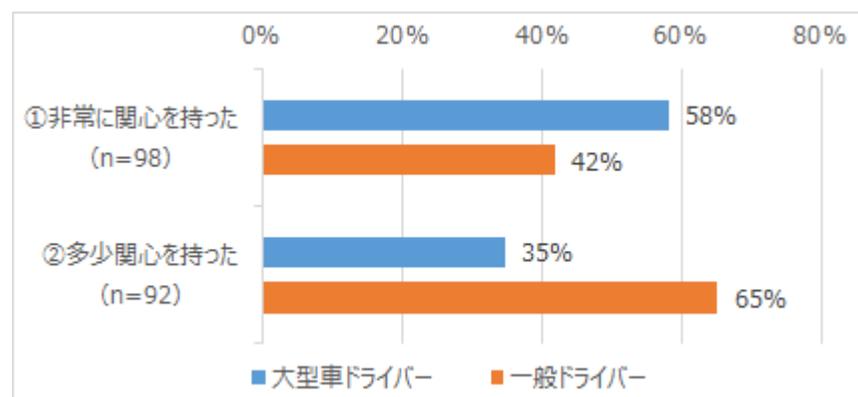
■CMの印象

- ・ラジオCMを聴いて、多少でも興味を持ったと回答した割合は約9割となり、何らかの印象を持たせることができた。
- ・「①非常に興味を持った」と回答した割合は45%となり、平成29年度と比べ、23%上昇した。
- ・年代別にみると、「①非常に興味を持った」と回答した割合は30代が28%で最も高く、次いで20代が23%となり、若い世代の関心が高い結果となった。また、若い世代に対してもラジオ広報は効果的な取組みであったと評価できる。
- ・大型車ドライバー／一般ドライバー別にみると、「①非常に興味を持った」と回答した割合は、大型車ドライバーが約6割を占めた。

年代別



大型車ドライバー／一般ドライバー別



2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

【質問4】（質問3で①or②と回答した方へ）関心を持ったのはどのような点でしたか？（複数回答）

令和元年度

| 関心を持った内容 | 令和元年度 | |
|------------------------------|-------|----|
| | 回答数 | % |
| ①重量が法律で定められていること | 106 | 56 |
| ②重量オーバーが荷主からの指示だと、荷主も罰せられること | 137 | 72 |
| ③重量オーバーが死亡事故につながる可能性があること | 94 | 49 |
| ④法令で定められた重量を超えている場合は許可が必要なこと | 97 | 51 |
| ⑤「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」の活動 | 63 | 33 |
| ⑥その他 | 2 | 1 |
| 回答者数 | 190 | - |

■ 関心を持った内容

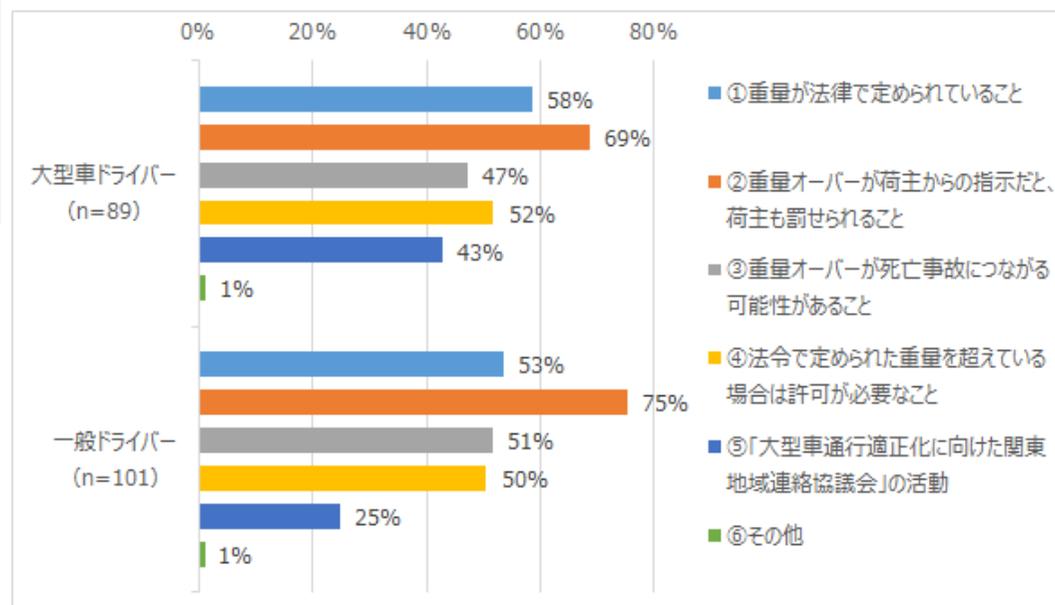
- ・CM内容で関心を得た点として最も多かったのは、「②重量オーバーが荷主からの指示だと、荷主も罰せられること」であった。
- ・CM内容と合せた選択肢としているため、平成29年度と一部選択肢が異なるが、今年度及び平成29年度とも、共通の選択肢である「①重量が法律で定められていること」が2番目に高い割合となった。
- ・大型車ドライバー／一般ドライバー別に関心を持った内容を見ると、いずれも「②重量オーバーが荷主からの指示だと、荷主も罰せられること」が最も多く、次いで「①重量が法律で定められていること」となった。

（参考※）平成29年度

| 関心を持った内容 | 平成29年度 | |
|------------------------------|--------|----|
| | 回答数 | % |
| ①重量が法律で定められていること | 83 | 54 |
| ②重量オーバーの大型車が道路を傷める原因となっていること | 107 | 70 |
| ③補修工事が増えていること | 67 | 44 |
| ④渋滞の原因に繋がっていること | 71 | 46 |
| ⑤法令で定められた重量を超えている場合は許可が必要なこと | 47 | 31 |
| ⑥「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」の活動 | 25 | 16 |
| ⑦その他 | 0 | 0 |
| 回答者数 | 153 | - |

※：今年度と平成29年度はラジオCM内容が異なるため、選択肢も異なっている。

大型車ドライバー／一般ドライバー別（複数回答）



2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

大型車ドライバー向けアンケート項目（全12問）

質問7：全国的に道路（橋など）が老朽化している問題を報道や会社でお聞きになったことはありますか？

質問8：大型車を運転していて、道路の傷みを感じることがありますか？

質問9：法令で定められた重さ等を超えた大型車は通行許可が必要ですが、このことをご存知でしたか？

質問10：積荷を運ぶ際に、運行管理者からの指示はありますか？

質問11：特殊車両通行許可証で許可された通行経路をいつも走行していますか？

質問12：許可された通行経路以外の道路を使う理由をお答えください。

質問13：積荷積載時または運転中、積荷が積載可能な重量以上になった場合、どの段階でわかりますか？

質問14：荷主（取引先）から、急な積荷の増量や、ルート変更等の指示をされたことはありますか？

質問15：重量を違法に超過した大型車（特殊車両）の取締りが強化されていることをご存知ですか？

質問16：車両総重量が基準の2倍以上の違反車両は現地取締り時に即時告発（レッドカード）となることをご存知でしたか？

質問17：（劇画風タイヤ）イラストを以前に見たことがありますか？

質問18：（見たことがある場合）このイラストをどこで見ましたか？

【質問7】全国的に道路（橋など）が老朽化している問題を報道や会社でお聞きになったことはありますか？

| 老朽化問題の認知度 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|---------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①聞いたことがある | 76 | 78 | 13 | 81 |
| ②聞いたことがある気がする | 17 | 18 | 3 | 19 |
| ③全く聞いたことがない | 3 | 3 | 0 | 0 |
| ④わからない | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 97 | 100 | 16 | 100 |

■老朽化問題の認知度

・道路の老朽化問題の認知度は約8割となり、平成29年度と比較すると若干下がったものの、横ばいとなった。

【質問9】法令で定められた重さ等を超えた大型車は通行許可が必要ですが、このことをご存知でしたか？

| 特車制度の認知度 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|----------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①内容を知っている | 64 | 66 | 11 | 69 |
| ②聞いたことはあるが、内容は知らない | 26 | 27 | 5 | 31 |
| ③内容も知らないし、見聞きしたこともない | 7 | 7 | 0 | 0 |
| ④その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 97 | 100 | 16 | 100 |

■特車制度の認知度

・特車制度の認知度は7割弱となり、平成29年度と比較すると横ばいとなった。
・「③内容も知らないし、見聞きしたこともない」が7%おり、必ずしも特殊車両を運転しているとは限らないものの、約1割は知らない結果となった。

【質問10】積荷を運ぶ際に、運行管理者からの指示はありますか？

| 運行管理者からの指示 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①必ずある | 54 | 56 | 10 | 63 |
| ②たまにあり | 28 | 29 | 6 | 38 |
| ③全くない | 15 | 15 | 0 | 0 |
| 合計 | 97 | 100 | 16 | 100 |

■運行管理者からの指示

・運行管理者からの指示について、6割弱が「①必ずある」と回答した。平成29年度と比較すると7%減少した。

2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

【質問11】特殊車両通行許可証で許可された通行経路をいつも走行していますか？

| 許可経路の走行状態 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|---------------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①常に許可された通行経路を走行している | 42 | 43 | 6 | 38 |
| ②場合によっては許可された通行経路以外の道路を使う | 30 | 31 | 7 | 44 |
| ③許可された通行経路がわからない（把握していない） | 9 | 9 | 2 | 13 |
| ④許可された通行経路は走行していない | 9 | 9 | 0 | 0 |
| ⑤わからない | 7 | 7 | 1 | 6 |
| 合計 | 97 | 100 | 16 | 100 |

■ 許可経路の走行状態

・「①常に許可された通行経路を走行している」と回答した割合が約4割で最も多かったものの、残りの約6割は必ずしも許可経路を遵守した走行がなされていない結果となった。また、「④許可された通行経路は走行していない」と回答した割合も約1割あった。

【質問12】（質問11で②～⑤と回答した方へ）許可された通行経路以外の道路を使う理由をお答えください。（複数回答）

| 許可経路以外の走行理由 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|--------------------|-------|----|--------|----|
| | 回答数 | % | 回答数 | % |
| ①時間短縮のため | 26 | 47 | 4 | 57 |
| ②渋滞を避けるため | 35 | 64 | 4 | 57 |
| ③許可された通行経路が通りづらいため | 15 | 27 | 3 | 43 |
| ④会社やお客様の都合 | 25 | 45 | 1 | 14 |
| ⑤その他 | 4 | 7 | 0 | 0 |
| 回答者数 | 55 | - | 7 | - |

※平成29年度は、質問11で②と回答した方のみ、質問12を回答

■ 許可経路以外の走行理由

・許可経路を遵守しない理由としては、「②渋滞を避けるため」が最も多く、次いで、「時間短縮」「会社やお客様の都合」となった。

【質問14】荷主（取引先）から、急な積荷の増量や、ルート変更等の指示をされたことはありますか？

| 荷主都合の急な変更指示 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|-------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①毎回ある | 22 | 23 | 4 | 25 |
| ②頻繁にある | 34 | 35 | 6 | 38 |
| ③あまりない | 25 | 26 | 3 | 19 |
| ④全くない | 14 | 14 | 1 | 6 |
| ⑤どちらともいえない | 2 | 2 | 2 | 13 |
| 合計 | 97 | 100 | 16 | 100 |

■ 荷主都合の急な変更指示

・荷主による急な変更指示について、「①毎回ある」「②頻繁にある」と回答した割合は、平成29年度と比較すると5%減少したが、約8割以上が1回以上受けた経験があるとの回答であり、「全くない」と回答した割合は、14%であった。

2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

【質問15】重量を違法に超過した大型車（特殊車両）の取締りが強化されていることをご存知ですか？

| 重量違反の取締強化の認知度 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|----------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①内容を知っている | 59 | 61 | 8 | 50 |
| ②聞いたことはあるが、内容は知らない | 28 | 29 | 7 | 44 |
| ③内容も知らないし、見聞きしたこともない | 8 | 8 | 1 | 6 |
| ④わからない | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 合計 | 97 | 100 | 16 | 100 |

■重量違反の取締強化の認知度

- ・約6割が重量違反の取締強化について認知していたが、約3割は内容まで把握していなかった。
- ・平成29年度と比較すると、取締強化の認知度は11%上昇した。

【質問16】車両総重量が基準の2倍以上の違反車両は現地取締り時に即時告発（レッドカード）となることをご存知でしたか？

| 総重量2倍レッドカードの認知度 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|----------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①内容を知っている | 60 | 62 | 9 | 56 |
| ②聞いたことはあるが、内容は知らない | 24 | 25 | 5 | 31 |
| ③内容も知らないし、見聞きしたこともない | 12 | 12 | 2 | 13 |
| ④わからない | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 97 | 100 | 16 | 100 |

■総重量2倍レッドカードの認知度

- ・2倍レッドカードの認知度は約6割で、平成29年度と比較すると6%上昇した。

【質問17】（劇画風タイヤ）イラストを以前に見たことがありますか？

| 連絡協議会の認知度 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|-----------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①見たことがある | 48 | 49 | 11 | 69 |
| ②見たことがない | 47 | 48 | 5 | 31 |
| ③わからない | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 合計 | 97 | 100 | 16 | 100 |

■連絡協議会の認知度

- ・連絡協議会の統一イラストの認知度は約5割となった。平成29年度と比較すると、約2割減少した。
- ・イラストを見た場所【質問18】としては、高速道路のSA/PAが最も多く、次いで警察署が多かった。



2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

一般ドライバー向けアンケート項目（全6問）

- 質問19：全国で道路（橋）などが老朽化している問題をご存知ですか？
 質問20：道路（橋など）の老朽化はどのような危険があると思われますか？
 質問21：法令で定められた重さ等を超えた大型車は通行許可が必要ですが、このことをご存知でしたか？
 質問22：高速道路や国道では、重量オーバー等の大型車の取締りを行っていますか、ご存知でしたか？
 質問23：（劇画風タイヤ）イラストを見たことはありますか？
 質問24：（見たことがある場合）どこで見ましたか？

【質問19】全国で道路（橋）などが老朽化している問題をご存知ですか？

| 老朽化問題の認知度 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|----------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①内容を知っている | 72 | 60 | 97 | 53 |
| ②聞いたことはあるが、内容は知らない | 47 | 39 | 74 | 40 |
| ③内容も知らないし、見聞きしたこともない | 1 | 1 | 10 | 5 |
| ④わからない | 0 | 0 | 3 | 2 |
| 合計 | 120 | 100 | 184 | 100 |

■ 老朽化問題の認知度

- ・道路の老朽化問題の認知度は6割となり、平成29年度と比較すると7%上昇した。

【質問21】法令で定められた重さ等を超えた大型車は通行許可が必要ですが、このことをご存知でしたか？

| 特車制度の認知度 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|----------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①内容を知っている | 46 | 38 | 60 | 33 |
| ②聞いたことはあるが、内容は知らない | 49 | 41 | 96 | 52 |
| ③内容も知らないし、見聞きしたこともない | 22 | 18 | 23 | 13 |
| ④わからない | 3 | 3 | 5 | 3 |
| 合計 | 120 | 100 | 184 | 100 |

■ 特車制度の認知度

- ・特車制度の認知度は38%で、平成29年度と比較すると5%上昇した。
- ・一方、全く認知していない割合は18%となり、平成29年度と比較するとこちらも5%上昇した。

2-1. ラジオ広報Webアンケート調査結果

【質問22】高速道路や国道では、重量オーバー等の大型車の取締りを行っていますが、ご存知でしたか？

| 取締りの認知度 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|----------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①内容を知っている | 50 | 42 | 71 | 39 |
| ②聞いたことはあるが、内容は知らない | 56 | 47 | 75 | 41 |
| ③内容も知らないし、見聞きしたこともない | 12 | 10 | 32 | 17 |
| ④わからない | 2 | 2 | 6 | 3 |
| 合計 | 120 | 100 | 184 | 100 |

■取締りの認知度

・高速道路や国道で実施している取締りの認知度は約4割となった。平成29年度と比較すると若干上昇したものの、横ばいとなった。

【質問23】（劇画風タイヤ）イラストを以前に見たことがありますか？

| 連絡協議会の認知度 | 令和元年度 | | 平成29年度 | |
|-----------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①見たことがある | 50 | 42 | 46 | 25 |
| ②見たことがない | 66 | 55 | 129 | 70 |
| ③わからない | 4 | 3 | 9 | 5 |
| 合計 | 120 | 100 | 184 | 100 |

■連絡協議会の認知度

・連絡協議会の統一イラストの認知度は約4割となった。平成29年度と比較すると、約2割上昇した。
 ・イラストを見た場所【質問23】としては、高速道路のSA/PAが最も多く、次いで警察署が多かった。



2-2. ラジオ広報Webアンケート調査による効果検証

総 括

▶大型車ドライバー

- 特車制度及び老朽化問題の認知度は約7～8割程度で、サンプル数にかかわらず前回調査とあまり変化がみられなかったことから、認知度は横ばい状態になっていることが推察される。認知度の向上に向けて継続的かつ効果的な広報の取組みが必要。
- 荷主都合の変更指示を経験した割合が8割以上であったことや、運行管理者から毎回通行経路の指示を受けている割合が約6割であったことから、荷主及び運行管理者に到達する広報の取組みが必要。

▶社会一般（一般ドライバー含む）

- 特車制度及び老朽化問題の認知度は、前回調査からいずれも1割弱上昇したものの、特車制度及び取締りの認知度については約4割であったことから、今後も社会一般に対する周知が必要である。

課 題

- ✓ 大型車ドライバーのさらなる認知度の向上に向けた、効果的な広報内容の検討
- ✓ 荷主及び運行管理者に到達する広報の取組み
- ✓ 社会一般に対する継続的な周知、アンケート調査方法の検討

3-1. 広報イベントアンケート調査結果

広報イベントアンケート調査結果

一般向けアンケート項目（全8問）

質問1：属性（性別・居住地・年代）

質問2：全国的に道路（橋等）が老朽化している問題をご存知ですか？

質問3：道路（橋等）の老朽化にはどのような危険があると思われますか？

質問4：道路を自由に通行できる車両の重さには、限度があることをご存知ですか？

質問5：高速道路や国道等で、重量オーバー等の大型車両の取締りを実施していることをご存知ですか？

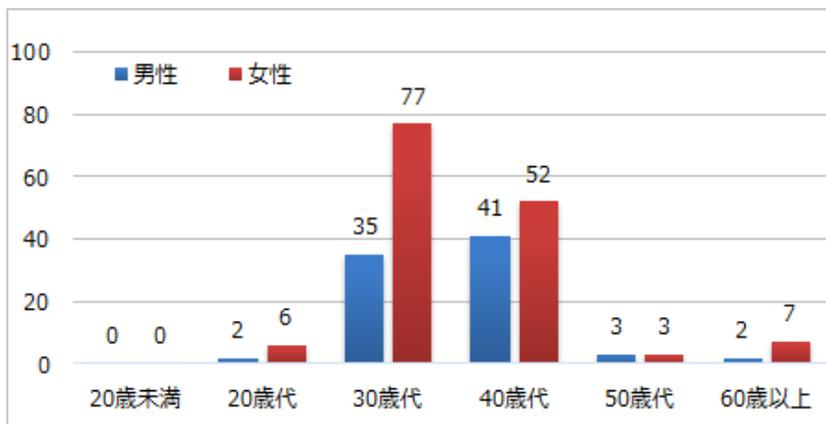
質問6：道路の老朽化問題や違法な重量オーバーの現状を広く国民の皆様を知って頂くには、どのような取組みを実施すると効果があると思われませんか？

質問7：（劇画風タイヤ）イラストを以前に見たことがありますか？

質問8：どこで質問7のイラストを見ましたか？

■ 回答者の属性

- ・回答者の性別は、男性が約4割、女性が約6割であった。
- ・年代別では、小学生以下くらいの小さなお子さんを持つ親御さんを対象としているため、30代が約5割、40代が約4割となった。



【質問2】全国的に道路（橋等）が老朽化している問題をご存知ですか？

| 老朽化問題の認知度 | 回答者数 | % |
|-----------|------|-----|
| よく知っている | 45 | 20 |
| 何となく知っている | 156 | 68 |
| 全く知らない | 27 | 12 |
| 関心がない | 0 | 0 |
| 合計 | 228 | 100 |

■ 老朽化問題の認知度

・道路の老朽化問題の認知度は、「よく知っている」が2割で、「何となく知っている」と回答した割合が全体の約7割を占めた。

【質問4】道路を自由に通行できる車両の重さには、限度があることをご存知ですか？

| 特車制度の認知度 | 回答者数 | % |
|-----------|------|-----|
| よく知っている | 45 | 20 |
| 何となく知っている | 141 | 62 |
| 全く知らない | 42 | 18 |
| 関心がない | 0 | 0 |
| 合計 | 228 | 100 |

■ 特車制度の認知度

・道路を自由に通行できる車両の重さの限度（特車制度）の認知度は、「何となく知っている」が約6割で最も多く、次いで「よく知っている」が2割となった。両者を合わせると約8割となり、認知度が高い結果となった。

3-1. 広報イベントアンケート調査結果

【質問5】高速道路や国道等で、重量オーバー等の大型車両の取締りを実施していることをご存知ですか？

| 取締りの認知度 | 回答者数 | % |
|-----------|------|-----|
| よく知っている | 61 | 27 |
| 何となく知っている | 90 | 39 |
| 全く知らない | 75 | 33 |
| 関心がない | 1 | 0.4 |
| 無回答 | 1 | 0.4 |
| 合計 | 228 | 100 |

■ 取締りの認知度

・高速道路や国道で実施している取締りの認知度は約3割となった。

【質問6】道路の老朽化問題や違法な重量オーバーの現状を広く国民の皆様
に知って頂くには、どのような取組みを実施すると効果があると思われま
すか？（複数回答）

| 効果的な取組み | 回答数 | % |
|---------------|-----|----|
| 新聞広告 | 72 | 32 |
| ホームページによる情報提供 | 65 | 29 |
| SNSによる情報提供 | 110 | 48 |
| イベントの実施 | 108 | 47 |
| ラジオCM | 90 | 39 |
| 特に何もする必要はない | 0 | 0 |
| その他 | 32 | 14 |
| 回答者数 | 228 | - |

■ 効果的な取組み

・連絡協議会の取組みを広く知らしめるための効果的な取組みとしては、回答者の約5割が30代の若い世代のため、「SNSによる情報提供」が48%で最も多かった。

・イベントも2番目に評価が高かったことから、連絡協議会としての継続的な取組みの一つにする必要があると考えられる。

・その他の具体の回答としては、「テレビ番組やCM」が26名と最も多かった。その他には「電車のつり革広告」などがあつた。

【質問7】（劇画風タイヤ）イラストを以前に見たことがありますか？

| 連絡協議会の認知度 | 回答者数 | % |
|-----------|------|-----|
| 見たことがある | 15 | 7 |
| 見たことがない | 212 | 93 |
| 無回答 | 1 | 0.4 |
| 合計 | 228 | 100 |



【質問8】どこで質問7のイラストを見ましたか？（複数回答）

| イラストを見た場所 | 回答数 | % |
|---------------|-----|-----|
| 高速道路のSA/PA | 13 | 87% |
| 警察署 | 4 | 27% |
| 特車総合ツイッター | 0 | 0% |
| 関東地方整備局ホームページ | 0 | 0% |
| その他 | 0 | 0% |
| 無回答 | 1 | 7% |
| 回答者数 | 15 | - |

■ 連絡協議会の認知度

・連絡協議会統一イラストである劇画風タイヤイラストを「見たことがある」と回答した割合は、1割弱であった。

・イラストを見た場所としては、高速道路のSA/PAが約9割で最も多く、次いで警察署が約3割だった。

3-2. 広報イベントアンケート調査による効果検証

総括

▶社会一般

- 特車制度及び老朽化問題の認知度が2割と低い結果となったが、「何となく知っている」が約6～7割であるため、継続的な広報を行い周知することで、認知度の向上が図られる可能性がある。
- 広く周知するための効果的な取り組みとしては、「イベントの実施」「SNSによる情報提供」がそれぞれ約5割の回答を得た。今後は埼玉県だけでなく別の地域のイベントにも参画し、より広く社会一般に対して周知する必要がある。また、引き続き、SNS（特車総合ツイッター等）を活用した広報を実施していく。

課題

- ✓ 社会一般に到達するための広報手法の検討及び継続的な広報の実施
- ✓ 連絡協議会として埼玉県のほか、他地域のイベント等への参画を検討し、より広く周知していく
- ✓ ほかのSNS（Facebook等）を活用した広報の検討

4-1. 大型車ドライバーへのアンケート調査結果

大型車ドライバーアンケート調査概要

- アンケート実施期間：令和元年9月1日～10月31日
- アンケート実施方法：
 - トラック協会を通して、下表の部会に属する会員企業の大型車ドライバーへアンケート調査票を配布
- アンケート回答者数：183名

| 地区名 | 部会名 | 部会員数 | 回答者数※ |
|-----------|-------------------------|--------------|-------------|
| 東京 | タンクトラック専門部会 | 43社 | 26 |
| | セメント専門部会 | 10社 | 6 |
| | 紙・パルプ専門部会 | 25社 | 18 |
| | ダンプ専門部会 | 10社 | 51 |
| | 食糧・酒類飲料専門部会 (麦・粉委員会) | 16社 (11社) | 32 |
| | 鉄骨・橋梁専門部会 | 6社 | 0 |
| | 木材専門部会 | 11社 | 0 |
| | 不明（直接FAXで受領） | — | 7 |
| 神奈川 | タンクトラック・高圧ガス部会 | 19社 | 43 |
| 合計 | | 151社 | 183名 |

平成30年度

| 部会名 | 回答者数 |
|----------|-------------|
| 関東甲信重量部会 | 297 |
| 海上コンテナ部会 | 269 |
| | 566名 |

※回答者数は各社から1名の回答ではない。

4-1. 大型車ドライバーへのアンケート調査結果

大型車ドライバーアンケート調査結果

大型車ドライバー向けアンケート項目（全10問）

質問1：運転している大型車両は「特殊車両」と言われるものですか？
（①と回答した方は質問2以降を回答。②、③を回答した方はこれで終了。）

質問2：年齢・会社の所在地

質問3：道路の劣化に最も影響を与えている原因は何とお考えですか？

質問4：法令で定められた重量を超える特殊車両は通行許可が必要ですが、このことをご存知ですか？

質問5：特殊車両で積荷を運ぶ際に運行管理者等から通行経路の指示がありますか？

質問6：特殊車両で積荷を運ぶ際に一番気を付けている点はどんなことですか？

質問7：荷主（取引先）から急な積荷の増量や、ルート変更等の指示をされたことはありますか？

質問8：質問7の荷主（取引先）からの指示で①及び②を回答した方にお伺いします。荷主（取引先）からの指示の中で最も多い項目はどれですか？

質問9：荷主との関係に限らず、特殊車両での輸送で困っていることはありますか？

質問10：（劇画風タイヤ）イラストを以前に見たことがありますか？

■回答者の属性

・質問1で「特殊車両を運転している」と回答したのは120名／（全183名）で、このうち40歳代が39%で最も多かった。
・40歳以上が占める割合は85%であり、昨年度と同様であった。

| 属性 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|--------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①20歳代 | 5 | 4 | 6 | 1 |
| ②30歳代 | 12 | 10 | 59 | 12 |
| ③40歳代 | 47 | 39 | 209 | 42 |
| ④50歳代 | 44 | 37 | 188 | 38 |
| ⑤60歳以上 | 11 | 9 | 24 | 5 |
| ⑥10歳代 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 1 | 11 | 2 |
| 合計 | 120 | 100 | 497 | 100 |

【質問3】道路の劣化に最も影響を与えている原因は何とお考えですか？ （複数回答）

| 道路劣化の原因 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-----------------------|-------|----|--------|----|
| | 回答数 | % | 回答数 | % |
| ①重量超過の大型車両が走行している | 54 | 45 | 174 | 35 |
| ②道路の補修がされていない | 18 | 15 | 95 | 19 |
| ③建設してから時間が経っている（経年劣化） | 57 | 48 | 250 | 50 |
| ④わからない | 1 | 1 | 15 | 3 |
| 無回答 | 1 | 1 | 3 | 1 |
| 回答者数 | 120 | - | 497 | - |

■道路劣化の原因（複数回答）

・重量超過の大型車両が道路の劣化に影響を与えていると認識している割合は45%で、昨年度と比較して10%上昇した。
・最も多かったのは、昨年度と同様に「経年劣化」となり、約5割を占めた。

4-1. 大型車ドライバーへのアンケート調査結果

【質問4】法令で定められた重量を超える特殊車両は通行許可が必要ですが、このことをご存知ですか？

| 特車制度の認知度 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①よく知っている | 71 | 59 | 434 | 87 |
| ②聞いたことがあるが内容は知らない | 39 | 33 | 57 | 11 |
| ③全く知らない | 9 | 8 | 5 | 1 |
| 無回答 | 1 | 1 | 1 | 0.2 |
| 合計 | 120 | 100 | 497 | 100 |

■特車制度の認知度

・特車制度の認知度は約6割で、昨年度比較して約3割減少した。
 ・質問1で「特殊車両を運転している」と回答した大型車ドライバーを対象としているが、「内容は知らない・全く知らない」と回答した割合は約4割となり、昨年度と比較して約3割上昇した。
 ・部会別でみると、「紙・パルプ」「食糧・酒類飲料」「タンクトラック・高圧ガス」部会の認知度が約7割となったものの、「タンクトラック」「セメント」部会は4割以下となった。

部会別 特車制度の認知度

| 特車制度の認知度 | タンクトラック | | セメント | | 紙・パルプ | | 食糧・酒類飲料 | | タンクトラック・高圧ガス | | 重量 | | 海コン | |
|-------------------|---------|-----|------|-----|-------|-----|---------|-----|--------------|-----|------|-----|------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % | 回答者数 | % | 回答者数 | % | 回答者数 | % | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①よく知っている | 7 | 30 | 2 | 40 | 11 | 65 | 20 | 71 | 27 | 68 | 235 | 90 | 199 | 85 |
| ②聞いたことがあるが内容は知らない | 12 | 52 | 2 | 40 | 6 | 35 | 4 | 14 | 12 | 30 | 22 | 8 | 35 | 15 |
| ③全く知らない | 3 | 13 | 1 | 20 | 0 | 0 | 4 | 14 | 1 | 3 | 5 | 2 | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合計 | 23 | 100 | 5 | 100 | 17 | 100 | 28 | 100 | 40 | 100 | 262 | 100 | 235 | 100 |

注：ダンプ専門部会は、母数が小さいため除外。
 （2名（全51名）のみ「特殊車両を運転している」と回答）

今年度対象

平成30年度対象

（認知度）

- ✓ 「タンクトラック」「セメント」部会の認知度が4割以下と低い。
- ✓ 部会によって3～4割程度、認知度に差がある。

4-1. 大型車ドライバーへのアンケート調査結果

【質問5】特殊車両で積荷を運ぶ際に運行管理者等から通行経路の指示がありますか？

| 通行経路の指示 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|---------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①必ず指定される | 54 | 45 | 313 | 63 |
| ②時々指定される | 55 | 46 | 145 | 29 |
| ③全く指定がないため自由に通行している | 11 | 9 | 34 | 7 |
| 無回答 | 0 | 0 | 5 | 1 |
| 合計 | 120 | 100 | 497 | 100 |

■ 通行経路の指示

・運行管理者等から通行経路を「必ず指定される」または「時々指定される」との回答が、いずれも約5割となった。昨年度と比較すると、「必ず指定される」と回答した割合は、18%減少した。
 ・昨年度と同様に、「全く指定がないため自由に通行している」ケースも約1割あり、許可経路を遵守した走行がなされていない可能性が確認された。

【質問7】荷主（取引先）から急な積荷の増量や、ルート変更等の指示をされたことはありますか？

| 荷主からの急な指示の有無 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|--------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①頻繁にある | 1 | 1 | 16 | 3 |
| ②時々ある | 21 | 18 | 57 | 11 |
| ③あまりない | 55 | 46 | 190 | 38 |
| ④一度もない | 39 | 33 | 184 | 37 |
| ⑤わからない | 4 | 3 | 19 | 4 |
| 無回答 | 0 | 0 | 31 | 6 |
| 合計 | 120 | 100 | 497 | 100 |

■ 荷主からの急な指示の有無

・荷主から急な積荷の増量やルート変更等の指示を1度でも受けたことがある割合は65%で、昨年度と比較して13%上昇した。「1度もない」と回答した割合は約3割となった。

【質問8】質問7の荷主（取引先）からの指示で①及び②を回答した方にお伺いします。荷主（取引先）からの指示の中で最も多い項目はどれですか？

| 荷主からの急な指示内容 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-------------------------|-------|----|--------|----|
| | 回答数 | % | 回答数 | % |
| ①最大積載量以上の積荷を運ばされた | 2 | 9 | 15 | 21 |
| ②走行条件が夜間なのに昼間着で指定された | 2 | 9 | 16 | 22 |
| ③特車許可取得前にむりやり運ばされた | 2 | 9 | 16 | 22 |
| ④単体物しか運べない車両で付属品等も運ばされた | 1 | 5 | 12 | 16 |
| ⑤その他 | 16 | 73 | 19 | 26 |
| 無回答 | 2 | 9 | 1 | 1 |
| 回答者数 | 22 | - | 73 | - |

■ 荷主からの急な指示内容

・荷主からの指示で多い項目【質問8】は、「その他」の回答で具体的に挙がった下記の内容となった。
 ✓ 積荷の数量変更 4件
 ✓ ルート変更・指定等（積地・納品先の変更含む）3件

4-1. 大型車ドライバーへのアンケート調査結果

【質問10】（劇画風タイヤ）イラストを以前に見たことがありますか？

| 連絡協議会の認知度 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-----------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①見たことがある | 29 | 24 | 123 | 25 |
| ②見たことがない | 90 | 75 | 346 | 70 |
| 無回答 | 1 | 1 | 28 | 6 |
| 合計 | 120 | 100 | 497 | 100 |

■連絡協議会の認知度

・連絡協議会の統一イラストを「見たことがある」と回答した割合は24%で、昨年度と比べ認知度の向上は見られなかった。

・昨年度の都県別グラフと比較すると、東京都の認知度は2%上昇し、神奈川県は12%減少した。



4-2. クレーンオペレータへのアンケート調査結果

クレーンオペレータアンケート調査概要

- アンケート実施方法：講習会終了後にアンケート調査を実施し、その場で回収
- アンケート回答者数：286名（回収率：約94%）

| 地区名 | 実施日 | 講習会名※ | 参加人数 | 回答者数 | 回収率(%) |
|-----|----------|--------|-------------|-------------|------------|
| 東京 | 3月10日（日） | 安全衛生講習 | 102 | 94 | 92% |
| 〃 | 5月12日（日） | 安全衛生教育 | 84 | 82 | 98% |
| 神奈川 | 4月7日（日） | 安全衛生講習 | 68 | 61 | 90% |
| 千葉 | 3月10日（日） | 安全講習 | 49 | 49 | 100% |
| | | | 303名 | 286名 | 94% |

※クレーンオペレータは5年ごとに講習会を受講する。

平成30年度

| 地区名 | 実施日 | 講習会名 | 参加人数 | 回答者数 | 回収率 |
|-----|-----------|----------|-------------|-------------|------------|
| 東京 | 11月11日（日） | 安全衛生教育 | 59 | 56 | 95% |
| 神奈川 | 10月14日（日） | 鉄道重機安全講習 | 60 | 58 | 97% |
| 〃 | 10月28日（日） | 安全衛生講習 | 58 | 51 | 88% |
| | | | 177名 | 165名 | 93% |

4-2. クレーンオペレータへのアンケート調査結果

クレーンオペレータアンケート調査結果

クレーンオペレータ向けアンケート項目（全11問）

- 質問 1 : 運転している大型車両は「特殊車両」と言われるものですか？
（①と回答した方は質問 2 以降を回答。②、③を回答した方はこれで終了。）
- 質問 2 : 年齢
- 質問 3 : 道路の劣化に最も影響を与えている原因は何とお考えですか？
- 質問 4 : 法令で定められた重量を超える特殊車両は通行許可が必要ですが、このことをご存知ですか？
- 質問 5 : オールテレーンクレーンを運転している方にお伺いします。オールテレーンクレーンには分解しないと道路を走行することができないものがありますがこのことをご存知でしたか？
- 質問 6 : 25t吊以上の自走式クレーンを運転している方にお伺いします。建設現場等にクレーン等特殊車両を運転していく際に、運行管理者等から通行経路の指示がありますか？
- 質問 7 : クレーン等特殊車両を運転して行く工事現場はどこが多いですか？
- 質問 8 : 発注者から通行許可証取得前に急な現場作業等の指示がありますか？
- 質問 9 : 質問 8 の発注者からの指示で①及び②を回答した方にお伺いします。今までに発注者から最も多くの指示または要請を受けた内容をご記入ください。
- 質問 10 : 大型車両に関する法令、制度等について、研修会や説明会等があれば、参加を希望しますか？
- 質問 11 : (劇画風タイヤ) イラストを以前に見たことがありますか？

■回答者の属性

・質問1で「特殊車両を運転している」と回答したのは206名／（全286名）で、このうち40歳代が40%で最も多かった。
・40歳以上が占める割合は76%であり、昨年度と同様であった。

| 属性 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|--------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①20歳代 | 20 | 10 | 18 | 14 |
| ②30歳代 | 30 | 15 | 11 | 8 |
| ③40歳代 | 83 | 40 | 56 | 43 |
| ④50歳代 | 51 | 25 | 30 | 23 |
| ⑤60歳以上 | 22 | 11 | 13 | 10 |
| ⑥10歳代 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 無回答 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 206 | 100 | 130 | 100 |

【質問 3】道路の劣化に最も影響を与えている原因は何とお考えですか？ （複数回答）

| 道路劣化の原因 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-----------------------|-------|----|--------|----|
| | 回答数 | % | 回答数 | % |
| ①重量超過の大型車両が走行している | 106 | 51 | 56 | 43 |
| ②道路の補修がされていない | 19 | 9 | 29 | 22 |
| ③建設してから時間が経っている（経年劣化） | 83 | 40 | 45 | 35 |
| ④わからない | 17 | 8 | 9 | 7 |
| 無回答 | 2 | 1 | 3 | 2 |
| 回答者数 | 206 | - | 130 | - |

■道路劣化の原因（複数回答）

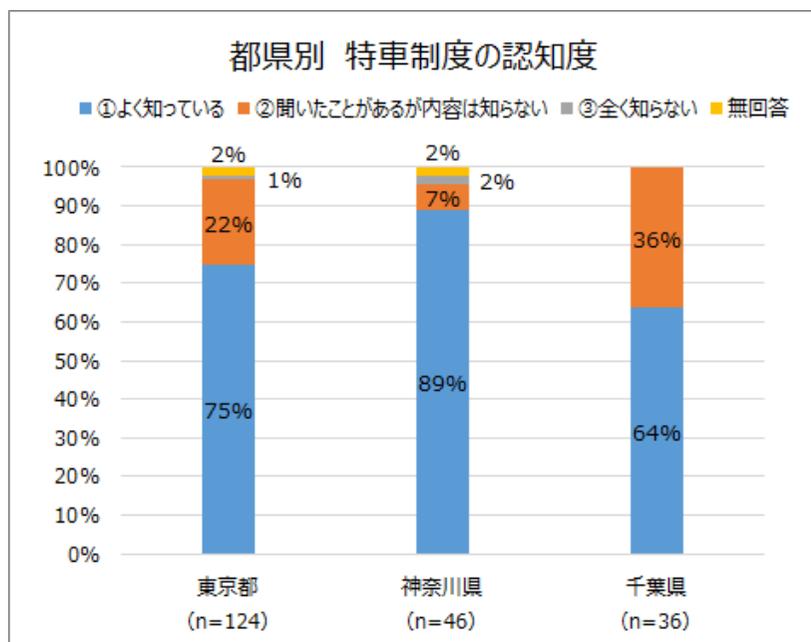
・重量超過の大型車両が道路の劣化に影響を与えていると認識している割合は51%で、昨年度と比較して8%上昇した。

4-2. クレーンオペレータへのアンケート調査結果

【質問4】法令で定められた重量を超える特殊車両は通行許可が必要ですが、このことをご存知ですか？

| 特車制度の認知度 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①よく知っている | 157 | 76 | 97 | 75 |
| ②聞いたことがあるが内容は知らない | 43 | 21 | 29 | 22 |
| ③全く知らない | 2 | 1 | 2 | 2 |
| 無回答 | 4 | 2 | 2 | 2 |
| 合計 | 206 | 100 | 130 | 100 |

令和元年度



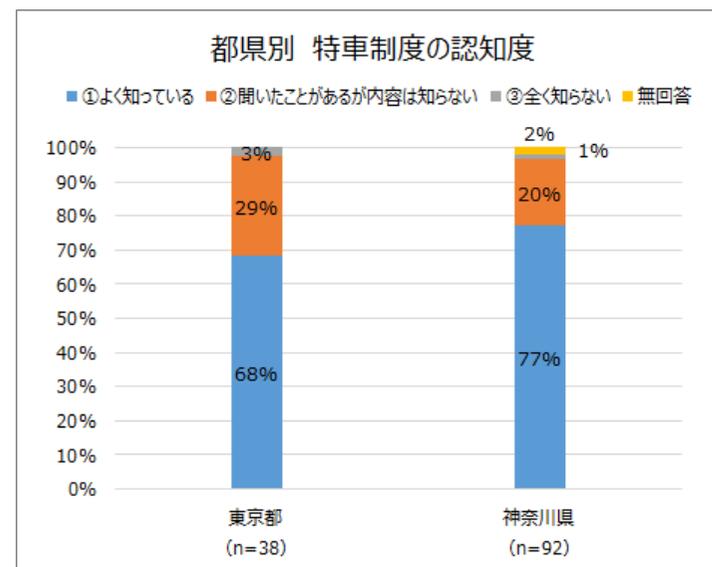
■ 特車制度の認知度

・質問1で「特殊車両を運転している」と回答したクレーンオペレータを対象としているため、特車制度の認知度は約8割に上ったが、残りの2割は「内容は知らない・全く知らない」と回答した。昨年度と比較すると同様の傾向となった。

・都県別で見ると、特車制度の認知度は神奈川県が89%で最も高く、次いで東京都が75%、千葉県が64%となった。

・昨年度と比較すると、東京都は7%上昇し、神奈川県は12%上昇した。

平成30年度



(認知度)

東京都 7%上昇
神奈川県 12%上昇

4-2. クレーンオペレータへのアンケート調査結果

【質問5】オールテレーンクレーンを運転している方にお伺いします。

オールテレーンクレーンには分解しないと道路を走行することができないものがありますがこのことをご存知でしたか？

注：今年度はオールテレーンクレーンを運転している方のみ回答していただいた。

| オールテレーンクレーンの走行方法 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①よく知っている | 73 | 89 | 101 | 78 |
| ②聞いたことがあるが内容は知らない | 6 | 7 | 25 | 19 |
| ③全く知らない | 3 | 4 | 3 | 2 |
| 無回答 | - | - | 1 | 1 |
| 合計 | 82 | 100 | 130 | 100 |

■ オールテレーンクレーンの走行方法

・オールテレーンクレーンには分解しないと道路を走行することができないものがあることについて、「よく知っている」との回答が約9割と高い結果となった。「内容は知らない」「全く知らない」を合わせると、残りの約1割が遵守して走行していない可能性がある。

【質問6】25t吊以上の自走式クレーンを運転している方にお伺いします。

建設現場等にクレーン等特殊車両を運転していく際に、運行管理者等から通行経路の指示がありますか？

注：今年度は25t吊以上の自走式クレーンを運転している方のみ回答していただいた。

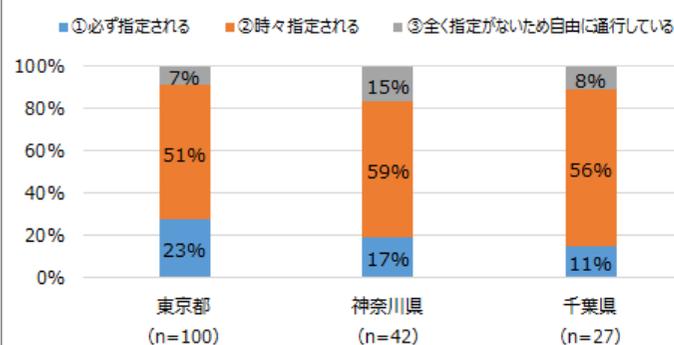
| 通行経路の指示 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|---------------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①必ず指定される | 40 | 24 | 47 | 36 |
| ②時々指定される | 110 | 65 | 73 | 56 |
| ③全く指定がないため自由に通行している | 19 | 11 | 9 | 7 |
| 無回答 | - | - | 1 | 1 |
| 合計 | 169 | 100 | 130 | 100 |

■ 通行経路の指示

・運行管理者等から通行経路を「必ず指定される」との回答は24%で、昨年度と比較して12%減少した。
 ・昨年度と同様に「全く指定がないため自由に通行している」ケースも約1割あり、許可経路を遵守した走行がなされていない可能性が確認された。
 ・都県別で見ると、「必ず指定される」と回答した割合は、東京都が23%、神奈川県が17%、千葉県が11%となった。昨年度と比較すると、東京都は6%減少し、神奈川県は22%減少した。

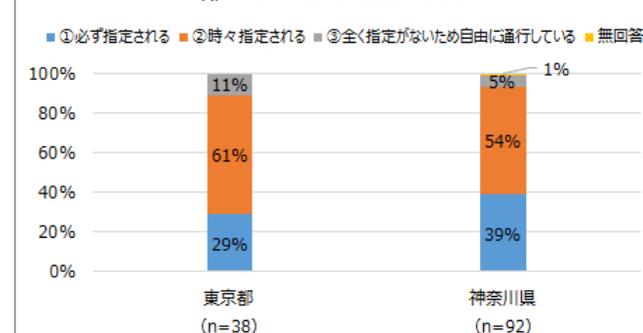
令和元年度

都県別 通行経路の指示



平成30年度

都県別 通行経路の指示



(認知度)
東京都
6%減少

神奈川県
22%減少

4-2. クレーンオペレータへのアンケート調査結果

【質問7】クレーン等特殊車両を運転して行く工事現場はどこが多いですか？

| クレーン等搬入現場 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-------------|-------|----|--------|----|
| | 回答数 | % | 回答数 | % |
| ①官公庁の土木工事現場 | 27 | 13 | 36 | 28 |
| ②官公庁の建築工事現場 | 34 | 17 | 27 | 21 |
| ③民間の土木工事現場 | 42 | 20 | 34 | 26 |
| ④民間の建築工事現場 | 123 | 60 | 70 | 54 |
| ⑤個人の住宅工事現場 | 10 | 5 | 6 | 5 |
| ⑥その他 | 7 | 3 | 4 | 3 |
| 無回答 | 10 | 5 | 1 | 1 |
| 回答者数 | 206 | - | 130 | - |

■ クレーン等搬入現場（複数回答）

・クレーン等特殊車両を運転して行く工事現場は、「民間の建築工事現場」が6割を占めた。昨年度と同様に、最も多い結果となった。

【質問8】発注者から通行許可証取得前に急な現場作業等の指示がありますか？

| 発注者からの急な指示の有無 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|---------------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①頻繁にある | 25 | 12 | 7 | 5 |
| ②時々ある | 47 | 23 | 37 | 28 |
| ③あまりない | 82 | 40 | 52 | 40 |
| ④一度もない | 15 | 7 | 8 | 6 |
| ⑤わからない | 27 | 13 | 24 | 18 |
| 無回答 | 10 | 5 | 2 | 2 |
| 合計 | 206 | 100 | 130 | 100 |

■ 発注者からの急な指示の有無

・発注者から通行許可取得前に急な現場作業等の指示を1度でも受けたことがある割合は75%となり、昨年度と比較して2%上昇した。「1度もない」は1割弱と低く、発注者の特車制度の認知度が低いことが伺える。

【質問9】質問8の発注者からの指示で①及び②を回答した方にお伺いします。

今までに発注者から最も多くの指示または要請を受けた内容をご記入ください。

■ 発注者からの急な指示内容（記入式）

・質問8で「頻繁にある」「時々ある」と回答した72名のうち、最も多かったのは「夜間走行の条件なのに昼間着で指定された」（6名）であった。次いで、「大型通行禁止の通行」（4名）となった。

4-2. クレーンオペレータへのアンケート調査結果

【質問10】（劇画風タイヤ）イラストを以前に見たことがありますか？

| 連絡協議会の認知度 | 令和元年度 | | 平成30年度 | |
|-----------|-------|-----|--------|-----|
| | 回答者数 | % | 回答者数 | % |
| ①見たことがある | 29 | 14 | 18 | 14 |
| ②見たことがない | 170 | 83 | 109 | 84 |
| 無回答 | 7 | 3 | 3 | 2 |
| 合計 | 206 | 100 | 130 | 100 |

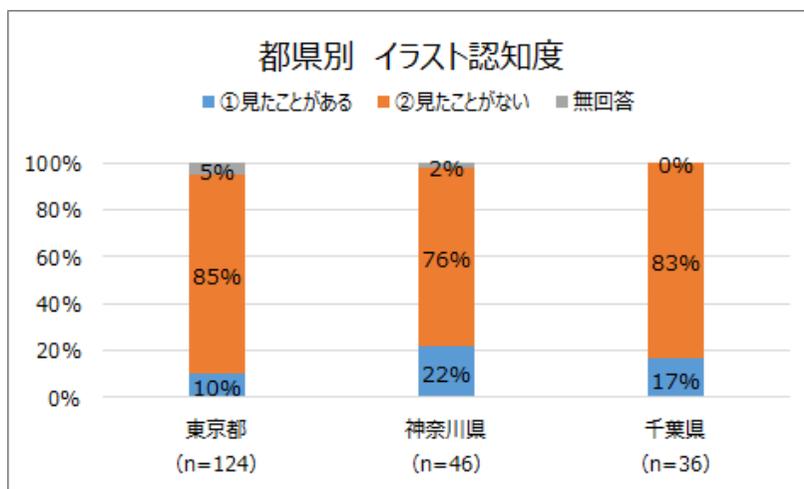
■連絡協議会の認知度

・連絡協議会の統一イラストを「見たことがある」と回答した割合は14%で、昨年度と同様に、イラストの認知度は低い結果となった。

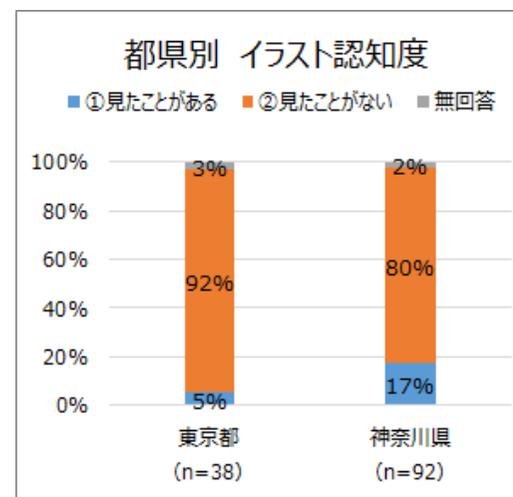
・都県別で見ると、「見たことがある」と回答した割合は、東京都が10%、神奈川県が22%、千葉県が17%となった。昨年度と比較すると、東京都及び神奈川県とも5%上昇した。



令和元年度



平成30年度



(認知度)

東京都・神奈川県 5%上昇

4-3. ドライバー等へのアンケート調査による効果検証

総 括

▶大型車ドライバー

- 昨年度とは別の部会を対象にアンケートを実施した結果、特車制度の認知度は約6割となり、昨年度と比べ3割減少した。部会別に見ると、3~4割程度認知度に差があることから、認知度の低い部会の大型車ドライバー等に対して効果的な広報の実施が必要。
- 荷主都合の変更指示を経験している割合は65%と依然として高く、運行管理者から毎回通行経路の指示を受けている割合は45%と半数以下の割合となったことから、荷主及び運行管理者に到達する広報の取組みが必要。

▶クレーンオペレータ

- 特車制度の認知度は76%で、昨年度と同様の結果となったことから、認知度の向上に向けて、継続的かつ効果的な広報の取組みが求められる。
- 発注者都合の変更指示を経験している割合は75%で、昨年度と同様に高い傾向となった。クレーン等の搬入現場として「民間の建築工事現場」が6割となったことから、建築工事を主体とする業界団体（発注者）に対しての広報の実施が必要。

課 題

- ✓ 認知度の低い部会の大型車ドライバーや、荷主となる業界団体を選定し広報を実施
- ✓ 建築工事を主体とする業界団体（発注者）に対しての広報の実施が必要

5-1. 荷主へのアンケート調査結果

運送事業者から、運送事業者だけでなく荷主への啓発を行って欲しいとの声があり、今年度は荷主の特車制度に関する認知度を図ることとした。

昨年度、説明会の開催や、会員事業者への啓発資料の配布にご協力頂いた、建設業協会様に、会員事業者へのアンケート調査を依頼し実施した。

なお、アンケート結果は日程の都合上、中間集計（1/10時点）で取り纏めたものである。

荷主アンケート調査概要

- アンケート実施期間：令和元年12月下旬～1月24日
- アンケート対象者：東京建設業協会様及び埼玉県建設業協会様の会員事業者
- アンケート実施方法：
建設業協会を通して、会員事業者へアンケートを依頼。紙媒体及びWebアンケート形式で実施。
- アンケート回答者数：77名（1/10時点）

| 協会名 | 配布数 | 回答者数※ |
|---------------|-------|-------|
| (一社) 東京建設業協会 | 約300社 | 25名 |
| (一社) 埼玉県建設業協会 | 約400社 | 52名 |
| 合計 | 約700社 | 77名 |

※回答者数は各社から1名の回答ではない。

5-1. 荷主へのアンケート調査結果

荷主アンケート調査結果

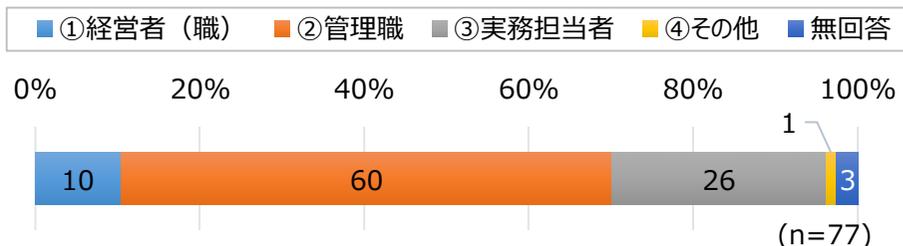
荷主向けアンケート項目（全13問）

- 質問 1 : イラストを以前に見たことがありますか？
- 質問 2 : 全国的に道路（橋等）が老朽化している問題をご存知ですか？
- 質問 3 : 重量オーバーの大型車両の走行が道路（橋）の劣化に対して大きな影響を与えることをご存知ですか？
- 質問 4 : 一定の重さや大きさを超える車両（＝特殊車両）を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請を行い、許可を得なければならないことをご存知ですか？
- 質問 5 : 車両に荷物を積む場合に、最大積載量（車両に積載できる貨物の最大限の重量）があることをご存知ですか？
- 質問 6 : 通行する経路によっては、道路法（車両制限令）に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることをご存知ですか？
- 質問 7 : 重量オーバーを含む車両制限令違反が繰り返し行われた場合、道路管理者が是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合は、違反者の名称等が公表されることをご存知ですか？
- 質問 8 : 道路劣化の主要因とされる重量超過車両への対策強化のため、現地取締りで総重量が基準の2倍以上の超過と確認された場合、違反者に対し即時刑事告発が実施されることをご存知ですか？
- 質問 9 : 運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度の内容をご存知ですか？
- 質問 10 : 本アンケートを記載された方についてお伺いいたします。属性1～3、5について、該当する箇所に○を付けてください。また、属性4についてご回答ください。
- 質問 11 : 貴社が運送事業者を選定する際に重視している点を教えてください。（複数回答可）
- 質問 12 : 特殊車両を利用する輸送において、委託先（または自社等）の運送事業者が特殊車両通行許可証を取得しているか否か、把握されていますか？（質問10属性3で①と回答した方）
- 質問 13 : 運送事業者への依頼の際に、特殊車両通行許可証の取得手続きに要する時間やコストへの配慮はしていますか？（質問10属性3で①と回答した方）

■ 回答者の属性（質問10）

■ 【属性1】役職

・回答者の役職は、「管理職」が60%で最も多く、次いで「実務担当者」が26%となった。



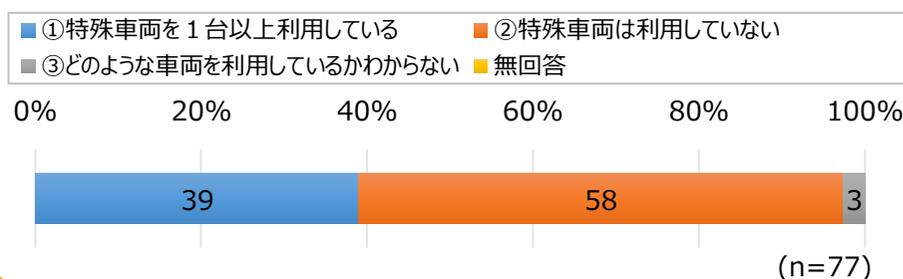
■ 【属性2】勤続年数

・回答者の勤続年数は、「21年目以上」が61%で最も多かった。



■ 【属性3】特殊車両の利用有無

・「特殊車両を利用している」と回答した割合は約4割（30名）となった。



5-1. 荷主へのアンケート調査結果

【質問1】(劇画風タイヤ) イラストを以前に見たことがありますか？

| 連絡協議会の認知度 | 回答者数 | % | |
|-----------|------|-----|--|
| 見たことがある | 11 | 14 | |
| 見たことがない | 66 | 86 | |
| 合計 | 77 | 100 | |



■ 連絡協議会の認知度

・連絡協議会の統一イラストを「見たことがある」と回答した割合は14%で、低い結果となった。

【質問2】全国的に道路(橋等)が老朽化している問題をご存知ですか？

| 老朽化問題の認知度 | 回答者数 | % | |
|------------------|------|-----|--|
| よく知っている | 51 | 66 | |
| 聞いたことはあるが内容は知らない | 24 | 31 | |
| 全く知らない | 2 | 3 | |
| わからない | 0 | 0 | |
| 合計 | 77 | 100 | |

■ 老朽化問題の認知度

・道路の老朽化問題の認知度は、66%となった。

【質問4】一定の重さや大きさを超える車両(=特殊車両)を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請を行い、許可を得なければならないことをご存知ですか？

| 特車制度の認知度 | 回答者数 | % | |
|------------------|------|-----|--|
| よく知っている | 62 | 81 | |
| 聞いたことはあるが内容は知らない | 11 | 14 | |
| 全く知らない | 4 | 5 | |
| わからない | 0 | 0 | |
| 合計 | 77 | 100 | |

■ 特車制度の認知度

・特車制度の認知度は約8割と高い割合となった。
 ・属性3で「特殊車両を利用している」と回答した30名のうち、93%(28名)は「よく知っている」と回答した。

【質問6】通行する経路によっては、道路法(車両制限令)に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることをご存知ですか？

| 許可重量と車検証重量の違い | 回答者数 | % | |
|------------------|------|-----|--|
| よく知っている | 43 | 56 | |
| 聞いたことはあるが内容は知らない | 26 | 34 | |
| 全く知らない | 7 | 9 | |
| わからない | 1 | 1 | |
| 合計 | 77 | 100 | |

■ 許可重量と車検証重量の違い

・車検証に記載の最大積載量まで積載できない場合があることについて、約4割は「内容は知らない・全く知らない」と回答した。
 ・属性3で「特殊車両を利用している」と回答した30名のうち、約4割(11名)は「内容は知らない・全く知らない」と回答した。

5-1. 荷主へのアンケート調査結果

【質問8】道路劣化の主要因とされる重量超過車両への対策強化のため、現地取締りで総重量が基準の2倍以上の超過と確認された場合、違反者に対し即時刑事告発が実施されることをご存知ですか？

| 総重量2倍レッドカードの認知度 | 回答者数 | % |
|------------------|------|-----|
| よく知っている | 13 | 17 |
| 聞いたことはあるが内容は知らない | 35 | 45 |
| 全く知らない | 27 | 35 |
| わからない | 2 | 3 |
| 合計 | 77 | 100 |

■ 総重量2倍レッドカードの認知度

- ・2倍レッドカードの認知度は2割弱で低い結果となった。
- ・属性3で「特殊車両を利用している」と回答した30名のうち、約9割（28名）は「内容は知らない・全く知らない」と回答した。

【質問12】特殊車両を利用する輸送において、委託先（または自社等）の運送事業者が特殊車両通行許可証を取得しているか否か、把握されていますか？（質問10属性3で①と回答した方）

| 特車許可取得の把握 | 回答者数 | % |
|-----------|------|-----|
| 把握している | 25 | 83 |
| 把握していない | 4 | 13 |
| わからない | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 3 |
| 合計 | 30 | 100 |

■ 特車許可取得の把握

- ・属性3で「特殊車両を利用している」と回答した30名のうち約8割が、委託先（または自社等）の運送事業者が特車許可を取得しているか否かを把握していると回答した。

【質問9】運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度の内容をご存知ですか？

| 荷主勧告制度の認知度 | 回答者数 | % |
|------------------|------|-----|
| よく知っている | 18 | 23 |
| 聞いたことはあるが内容は知らない | 42 | 55 |
| 全く知らない | 16 | 21 |
| わからない | 1 | 1 |
| 合計 | 77 | 100 |

■ 荷主勧告制度の認知度

- ・荷主勧告制度の認知度は約2割で低い結果となった。
- ・属性3で「特殊車両を利用している」と回答した30名のうち、約8割（23名）は「内容は知らない・全く知らない」と回答した。

【質問13】運送事業者への依頼の際に、特殊車両通行許可証の取得手続きに要する時間やコストへの配慮はしていますか？（質問10属性3で①と回答した方）

| 特車許可取得に要する時間・コストへの配慮 | 回答者数 | % |
|----------------------|------|-----|
| 配慮している | 17 | 57 |
| やや配慮している | 9 | 30 |
| あまり配慮していない | 1 | 3 |
| 配慮していない | 1 | 3 |
| 無回答 | 2 | 7 |
| 合計 | 30 | 100 |

■ 特車許可取得に要する時間・コストへの配慮

- ・「配慮している」が約6割で最も多く、次いで「やや配慮している」が30%となった。

5-2. 荷主へのアンケート調査による効果検証

総括

▶ 荷主

- 特車制度の認知度は約8割と高い結果となったが、最大積載量まで積載できない場合があることについては約4割が「内容は知らない・全く知らない」と回答し、荷主勧告制度の認知度については約2割と低い結果となったことから、荷主に対して引き続き啓発が必要である。
- 委託先（または自社等）の運送事業者が特車許可を取得しているか否かについて、約8割が把握していると回答し、また、特車許可取得に要する時間・コストへの配慮については、約6割が配慮していると回答したことから荷主の意識向上が推察される。さらなる意識の向上に向けて、継続して広報を実施していく必要がある。

課題

- ✓ 特車制度の認知度は約8割と高いが、許可重量と車検証重量の違いや荷主勧告制度等、特車制度全般について、啓発を実施していく必要がある。
- ✓ 荷主の運送事業者への配慮（特車許可の把握、時間・コストへの配慮）については比較的高い結果となったことから、さらなる意識向上を図っていく